

議案第 4 号

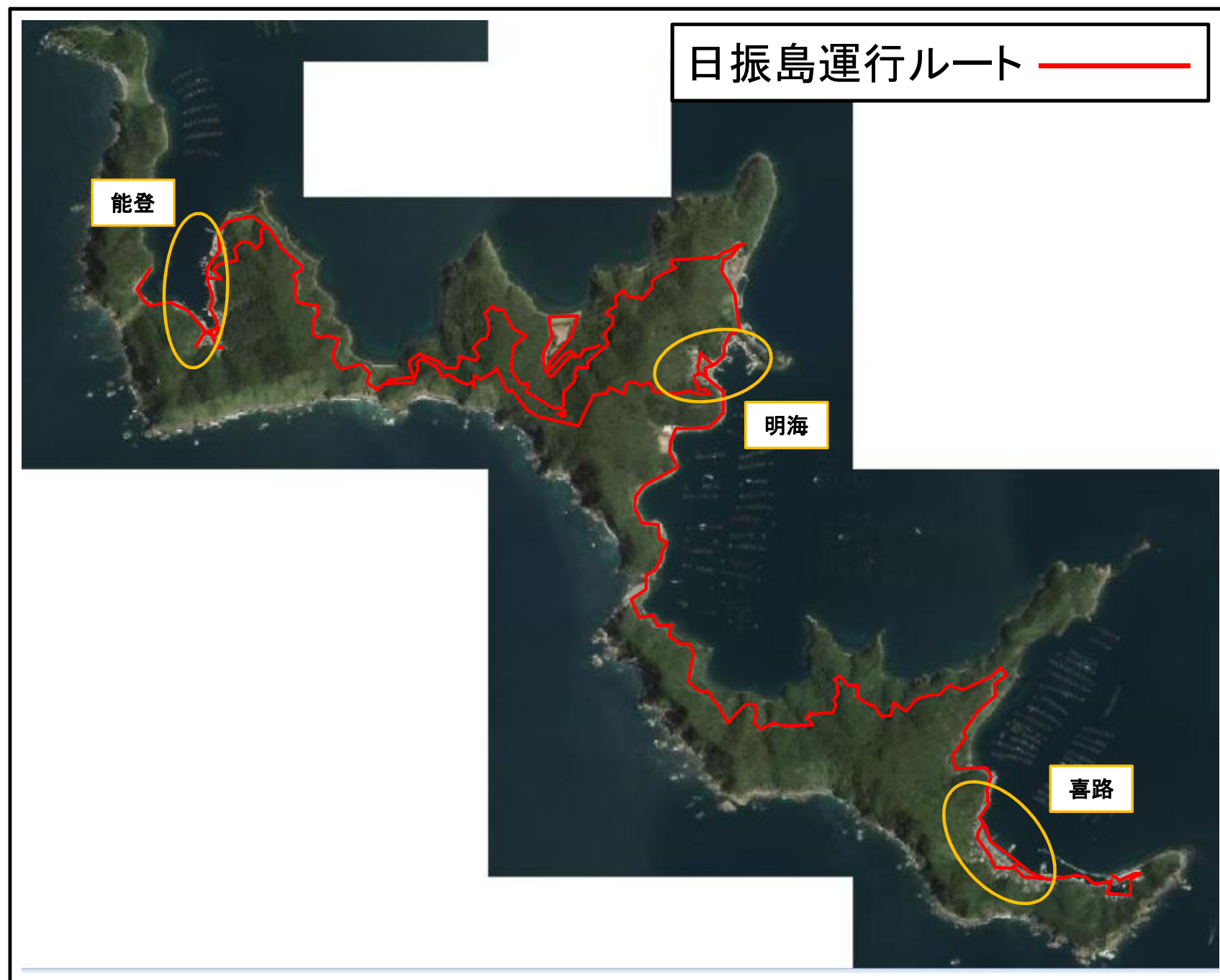
自家用有償旅客運送の更新登録について (日振島地区地域モビリティ事業)

自家用有償旅客運送は地域住民等の生活に必要な移動手段として、一般乗合旅客自動車運送事業者による輸送サービス（路線バスや乗合タクシー等）の提供が困難な場合に、地域の関係者による協議を調え、道路運送法の登録を受けることで、市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を行える制度となっております。

日振島地区では、公共交通空白地域の解消及び交通弱者の利便性向上を図るために、道路運送法の登録（令和 6 年 8 月 1 日から有効期間 2 年間）を受け、地域住民がドライバーとなり、自家用有償旅客運送（地域モビリティ事業）を運行しております。今後も地域の移動手段として運行を継続する必要があるのですが、登録の有効期限が令和 8 年 7 月 31 日までとなっております。有効期限の更新にあたっては、本協議会の承認が必要となりますので、日振島地区の自家用有償旅客運送の更新登録について、ご審議いただくものです。

○日振島地区地域モビリティ 事業概要

運 営 主 体	日振島地区地域づくり協議会								
目 的	公共交通空白地域の解消及び交通弱者の移動利便性（＝地域モビリティ）の向上。								
運 送 地 域	区域運行：日振島地区内（能登、明海、喜路）								
対 象 者	日振島地区住民								
運 行 期 間	令和6年9月2日 ～ ※令和8年度中に本格運行に移行計画								
運 行 内 容	○運 行 日：月・水・金曜日 ※事前予約制 ○運行時間：13時～16時 ※上記の運行日時は原則とし、要望等あれば日時拡大等の検討を行う。 ○利用料金（1人1回の運行（片道）につき） <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th><th>利用料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島内住民</td><td>100 円</td></tr> <tr> <td>島外住民</td><td>200 円</td></tr> <tr> <td>介助人・未就学児</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table> ※未就学児と介助人も利用人数には計上 ○利用方法：原則、運行日の前日までに電話による事前予約（公民館で受付） ○利用イメージ <pre> graph TD User[利用者] -- ① 予約 --> Civic[公民館（予約受付）] Civic -- ② 配車 --> Assoc[協議会（運転手）] Assoc -- ③ 送迎 --> User Assoc -- ④ 運行記録 --> Assoc </pre>	対象者	利用料金	島内住民	100 円	島外住民	200 円	介助人・未就学児	無料
対象者	利用料金								
島内住民	100 円								
島外住民	200 円								
介助人・未就学児	無料								
使 用 車 両	○市の公用車（軽自動車）1台を使用 ※令和8年度中に新規車両納車予定。								
そ の 他	○宇和島市地域公共交通計画に位置付ける事業 11. <u>地域主体で行う地域モビリティ等の取組を支援する仕組みの構築</u>								



四国運輸局 愛媛運輸支局長 殿

名 称 日振島地区地域づくり協議会
 住 所 愛媛県宇和島市日振島 1782 番地
 代 表 者 氏 名 会長 畠山 盛文

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
 日振島地区地域づくり協議会
 愛媛県宇和島市日振島 1782 番地
 会長 畠山 盛文
2. 登録番号
 四愛交第 4 号
3. 自家用有償旅客運送の種別
 交通空白地有償運送
4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程	備考
1					
2					
3					
4					
5					

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

(2) 運送の区域

区 域	備 考
日振島地区	喜路、明海、能登

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
日振島地区地域づくり協議会	愛媛県宇和島市日振島 1782 番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
	保有			1 (1)			
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込		※	()	※ ()		※
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	合計			1 (1)			

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送地区住民及び観光旅客を含む来訪者

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

運送の区域 日振島地区（喜路、明海、能登）

1 回の乗車につき 島内住民 100 円

島外住民 200 円

介助人・未就学児 無料

9.（事業者協力型自家用有償旅客運送の場合）協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- （1）定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- （2）路線図
- （3）法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- （4）地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- （5）自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- （6）運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- （7）運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- （8）整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- （9）事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- （10）自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- （11）登録証
- （12）（自動運行旅客運送を行おうとする場合）当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- （13）（特定自動運行旅客運送を行おうとする場合）当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第1項の許可の見込みに関する書類

令和 8 年 月 日

四国運輸局 愛媛運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名 称) 宇和島市地域公共交通活性化協議会

(対象市町村) 宇和島市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和 8 年 月 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

日振島地区地域づくり協議会

愛媛県宇和島市日振島 1782 番地

会長 畠山 盛文

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

日振島地区(喜路、明海、能登)

(2) 旅客から収受する対価(対価の内容を添付すること)

島内住民 100 円

島外住民 200 円

介助人・未就学児 無料

100 円

(3) 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送地区住民及び観光旅客を含む来訪者

6. その他特記事項

令和 8 年 月 日

宇和島市地域公共交通活性化協議会

会長(宇和島市副市長) 西本 能尚

四国運輸局愛媛運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和 8 年 月 日

名	称	日振島地区地域づくり協議会
住	所	愛媛県宇和島市日振島 1782 番地
代 表 者 氏 名	会 長	畠山 盛文

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（日振島地区地域づくり協議会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1			普通	1 種
2			普通	1 種
3			普通	1 種
4			普通	1 種
5			普通	1 種
6			大型	1 種
7				
8				

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（日振島地区地域づくり協議会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第 51 条の 18 に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和 8 年 月 日

住 所 
氏 名 久保 光男

※ 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	日振島地区地域づくり協議会
-------------	---------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（日振島地区地域づくり協議会）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1	久保 光男				
2					
3					

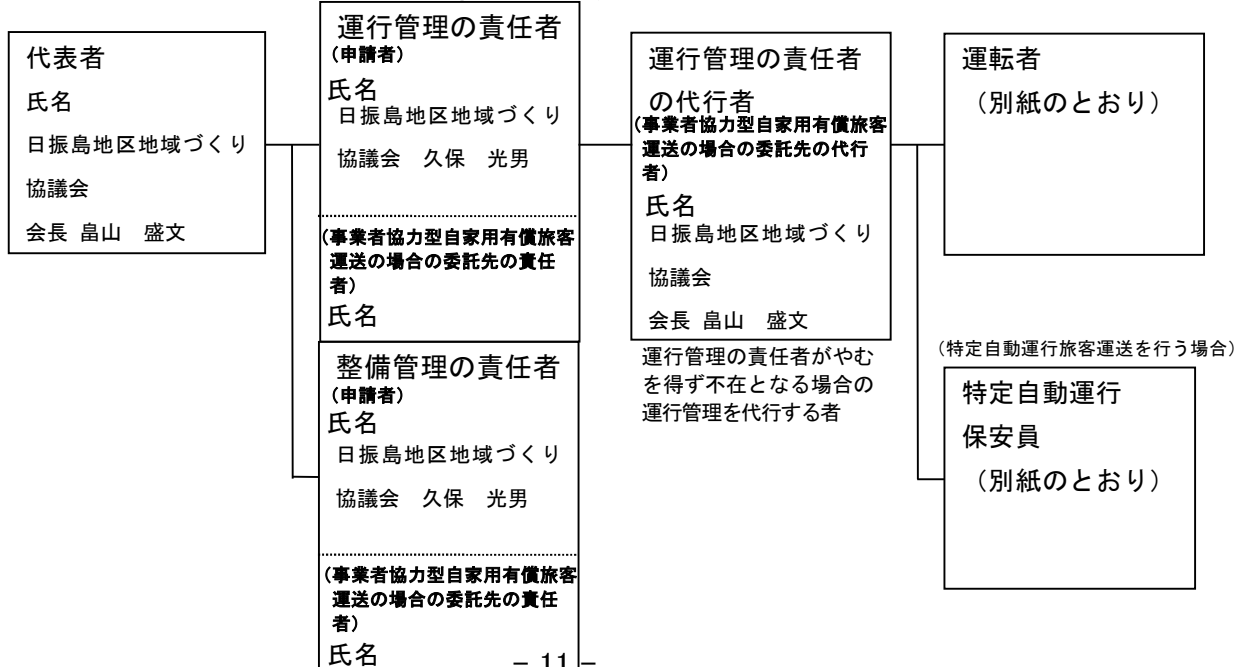
- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	協力
1	久保 光男		
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

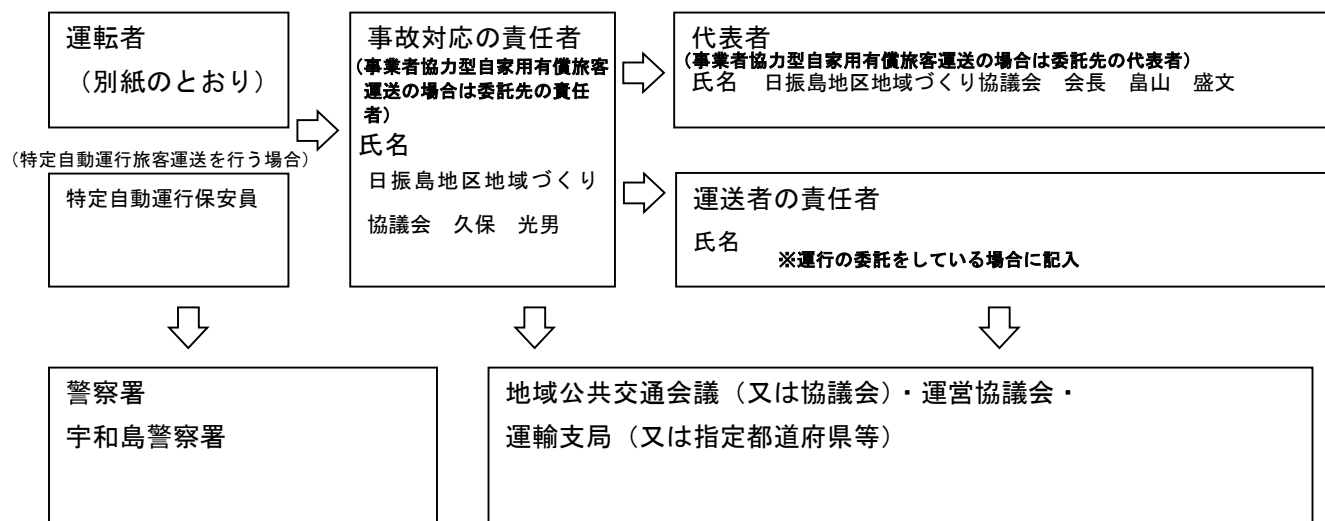
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



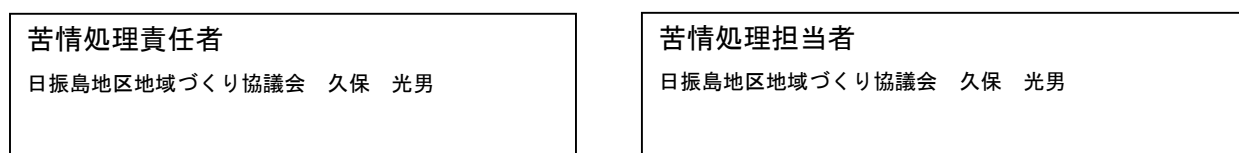
(エ) 非常通報装置・非常停止装置（特定自動運行旅客運送を行う場合）

施行規則第51条の16の2第1項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車に備えていることを証する書類は別紙のとおり。

2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第8号

四国運輸局愛媛運輸支局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	(無制限)・万円)
対物保険（共済）	(無制限)・万円)

令和8年 月 日

名 称 日振島地区地域づくり協議会
住 所 愛媛県宇和島市日振島 1782 番地
代 表 者 氏 名 会長 畠山 盛文

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

日振島地区地域づくり協議会

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	愛媛480ち3258	(4) 2	宇和島市	宇和島市	使用承諾あり
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

日振島地区地域づくり協議会会則

(名 称)

第1条 本会は「日振島地区地域づくり協議会」(以下「本会」という。)と称する。

(構 成)

第2条 本会は別表のものをもって構成する。

(目 的)

第3条 本会は、地域住民が自らの地域の将来像を考え、夢をもち心豊かに暮らせる地域を実現する為、各種団体の協力により、ふるさとのよさを再認識し、安心して暮らせる環境づくり、助け合いによる世代間の交流、地域の自然観光のPR、地域に伝わる文化伝統芸能の継承に努めるなど、地域づくりの活動を推進し地域の活性化を図る。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の交流・親睦並びに情報共有に関する事
- (2) 地域将来ビジョンの策定とそれに基づいた事業実施に関する事
- (3) 関係機関及び行政等との連携に関する事
- (4) その他目的達成に必要な事業に関する事

(会 員)

第5条 本会は、次の各号に掲げる者を会員とする。

- (1) 日振島校区に在住する全住民
- (2) 本会の目的に賛同する個人・団体等

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 会計 1名 監事 2名 部会長 5名

- 2 会長、監事は総会において選考し、総会において承認する。
- 3 各部会長は、会長が指名し総会において承認する。

(部 会)

第7条 本会は、第3条に掲げる目的達成のために以下の部会を設置し、事業計画の積極的な推進にあたり部会員を置く。

- (1) 生活環境部会
- (2) 観光特産品部会
- (3) 文化教育部会
- (4) 健康福祉部会
- (5) 地域安全部会

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再選を妨げない。

(総 会)

第9条 総会は、本会の最高決定機関であり、毎年1回定期総会を開催する。

- 2 総会は、事業計画及び報告、予算及び決算、規約の改廃、役員承認その他重要事

項を審議し、決定する。

- 3 会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。
- 4 総会の議長は、その総会において出席した会員のうちから選任する。
- 5 総会の議事は出席者の過半数をもって決する。

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(部会会議)

第11条 部会会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(会計)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

- 2 収入は、交付金、負担金、その他の収入をもってこれにあてる。

(監査及び報告)

第13条 監事は、総会開催前に監査を行い、総会に結果報告する。

- 2 本会の運営及び活動に対する業務審査を厳正に行う。

(雑則)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮って別に定める。

附 則

この会則は平成25年 7月 1日から施行する。

別表（第2条関係）

団 体 名
日振島校区自治会
日振島小学校PTA
日振島消防団
日振島青年漁業者協議会
愛媛県漁協うわみ支所日振島事業所
日振島郵便局

役 職	氏 名	住 所
会長		
会計		
監事		
監事		
生活環境部会長		
観光特産品部会長		
文化教育部会長		
健康福祉部会長		
地域安全部会長		